

社会福祉法人周南市社会福祉事業団

特別養護老人ホームつづみ園  
及びつづみ園デイサービスセンター

給食業務委託業者選定  
プロポーザル実施要綱

令和元年11月  
社会福祉法人周南市社会福祉事業団

## 1. 目的

社会福祉法人における業務委託契約については、公益性、透明性の確保が求められることから、一般競争入札による委託業者決定が望ましいとされている。しかし、利用者の生活において食事の楽しみは大きな比重を占めることから、価格のみを比較する競争入札方式でなく、食事提供の方針、価格、献立の内容、管理体制を総合的に判断できるプロポーザル方式を採用することとしたい。

## 2. 業務委託の内容

### (1) 委託業務名

「特別養護老人ホームつつみ園及びつつみ園デイサービスセンター給食業務委託」

### (2) 対象施設

①特別養護老人ホームつつみ園

②つつみ園デイサービスセンター

周南市瀬戸見町12番30号

### (3) 業務内容

別紙仕様書のとおりとする

### (4) 契約期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

ただし、期間満了の3ヶ月前までに双方より解約の申し出が無い場合は、最長3年間、委託期間終了後1年毎の継続更新ができるものとする。

## 3. 応募の資格

本プロポーザルに参加できる者は、令和元年11月1日現在「周南市競争入札等参加資格者名簿(給食業務(業務委託))」に登録されている者であること。

## 4. 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書(別紙1)を提出すること。

(1) 提出期限 令和元年11月29日(金)

(2) 提出場所 周南市瀬戸見町12番30号

周南市社会福祉事業団事務局 担当 進賀

(3) 提出方法 上記提出先へ郵送もしくは持参のこと。

## 5. 提案書・見積書の内容及び提出方法

### (1) 提案書の内容

提案書は仕様書を参照するとともに、下記内容を含め作成すること。

#### ①会社の概要

ア. 創立年月日 イ. 代表者氏名 ウ. 従業員数 エ. 所在地(本社・営業所)

オ. 採用となった場合の契約窓口 カ. 本案件に従事するスタッフ数 キ. 福祉施設での業務実績 ク. 配置される管理栄養士の(予定者)の資格及び実績

- ②高齢者施設給食に対する基本的な考え方
- ③満足度向上のための具体的取り組み(メニュー・特別食・行事食等)
- ④入居者等への個別対応の考えと取り組み(嗜好、アレルギー等)
- ⑤嚥下困難者等に対する食事提供(嚥下調整食、療養食)
- ⑥食材調達と安全管理体制について
- ⑦衛生管理体制について
- ⑧スタッフの配置計画及び人材確保の考え方について
- ⑨教育・研修体制について
- ⑩運営管理体制について
- ⑪危機管理体制(突発的な人員欠如時、食中毒発生時、事故発生時)
- ⑫その他アピールする点があれば記載のこと

## (2) 見積書

見積金額は、食材料費を除く人件費・管理費等について1年間の金額(税抜)について見積ること。

## (3) 提出方法

- ①提出期限 令和元年12月13日(金)  
※締め切り後の再提出、追加提出は一切認めません。
- ②提出場所 周南市瀬戸見町12番30号  
周南市社会福祉事業団事務局 担当 進賀
- ③提出方法 上記提出先へ郵送もしくは持参のこと。
- ④必要部数 6部

## 6. 仕様書に関する質問

- (1)期 間 令和元年11月22日(金)
- (2)質問方法 電子メールにより提出すること。【アドレス:syusyaji@ccsnet.ne.jp】
- (3)回答方法 電子メールにより回答する。  
※質問の内容により、プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。
- (4)質問回答期限 令和元年12月6日(金)

## 7. 選考方法

### (1) 審査方法

- ①社会福祉法人周南市社会福祉事業団の職員で構成する選考委員会において審査を行う。
- ②審査基準に基づき、提案書等による書類審査、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施する。

- ③審査基準に基づき、選考委員会で採点し、最も高得点の参加者を、特別養護老人ホームつづみ園及びつづみ園デイサービスセンター給食業務委託契約締結にあたり、優先交渉権者とする。
- ④優先交渉権者が締結までに、参加資格を有しなくなった場合又は契約できなくなった場合は、次点の参加者を新たに優先交渉権者として手続きを行う。

## (2) 審査基準

### ①採点について

採点は、提案書等の内容に関する評価点及び価格等に関する評価点の合計点とする。

### ② 審査の基準

- ア 給食業務についての基本的考え方(5点)
- イ 現場管理体制(5点)
- ウ 衛生管理体制(10点)
- エ 食材提供体制(10点)
- オ スタッフの確保・配置(10点)
- カ 教育・研修体制(10点)
- キ 給食への取り組み(15点)
- ク 非常時の対応(5点)
- ケ 福祉施設での業務実績(10点)
- コ 委託料見積(20点)

## (3) プレゼンテーション

- ① 日 時 令和元年12月20日(金)頃 ※詳細については別途通知する
- ② 場 所 周南市瀬戸見町12番30号  
社会福祉法人周南市社会福祉事業団 特別養護老人ホームつづみ園
- ③ プレゼンテーション時間  
プレゼンテーションとヒアリングを含めて1社30分以内とする。
- ④ 留意事項
  - ア. プレゼンテーションの方法は、任意とする。
    - ※プレゼンテーションに必要な備品等はすべて提案者にて用意すること。
    - ※プロジェクター、スクリーンは当方にて用意する。
  - イ. 参加人数は各社3名以内する。

## (4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に通知する。ただし、各評価項目の点数等は公表しないものとする。また、結果に対する異議は受け入れない。

## 8. 契約

- (1) 選定された業者との契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。
- (2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議した後、最終契約価格を決定し、契約を締結する

## 9. 事業者選定に係る日程について

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 公募受付(各書類配布)  | 令和元年11月11日(月)～ |
| (2) 質問受付期限       | 令和元年11月22日(金)  |
| (3) プロポーザル参加申込締切 | 令和元年11月29日(金)  |
| (4) 質問回答期限       | 令和元年12月 6日(金)  |
| (5) 事前資料提出締切     | 令和元年12月13日(金)  |
| (6) プレゼンテーション    | 令和元年12月20日(金)  |
| (7) 審査結果通知       | 令和元年12月下旬      |
| (8) 業務委託契約の締結    | 令和2年 1月        |

## 10. プロポーザル実施要綱に関する問い合わせ先

周南市瀬戸見町12番30号

社会福祉法人周南市社会福祉事業団 事務局

担当 進賀

TEL 0834-34-8881 / FAX 0834-29-3174

E-mail syusyaji@ccsnet.ne.jp

## 11. その他

- (1) 提案書の提案は、1社につき1案とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書、プレゼンテーション資料に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 必要に応じヒアリング調査を実施することがある。
- (5) 提案書は受託者決定の目的以外には使用しない。提案書の記載事項は契約時に仕様として採用する。ただし、双方協議のうえ、内容の追加・変更・削除はできるものとする。
- (6) 契約者の決定後において、提案書・プレゼンテーションの内容等に虚偽不適切な事項等が発覚した場合は、契約をただちに破棄する。